

○ 鹿児島工業高等専門学校教育プログラム点検会議規程

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、「教育プログラム」の継続的な向上を図るための評価・点検や提言等を行うことを目的として、鹿児島工業高等専門学校教育プログラム点検会議（以下「点検会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 点検会議は、校長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学習・教育目標の設定及び改善に関すること。
- (2) 学習・教育目標に基づく教育の内容と質の保証に関すること。
- (3) 教育プログラムについて本科と専攻科の調整に関すること。
- (4) 教育プログラム履修生の修了に関すること。
- (5) 教育プログラム点検報告書並びに改善提案書に関すること。
- (6) その他教育プログラムに必要とする事項

(委員)

第3条 点検会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（教務主事）
- (3) 校長補佐（研究主事・専攻科長）
- (4) FD・SD 専門委員会委員長
- (5) 学生課長
- (6) その他校長が必要と認めた者

(議長)

第4条 校長は、教育プログラム点検会議を召集し、議長として議事を総括する。

(意見聴取)

第5条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 点検会議に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成 15 年 6 月 16 日から施行し、平成 15 年 5 月 20 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 14 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。